

様式第1号（第5条関係）

鹿沼市地方就職学生支援金交付申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

鹿沼市地方就職学生支援金の交付を受けたいため、鹿沼市補助金等の交付に関する規定第21条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり、同規則、鹿沼市地方就職学生支援金交付要綱及び裏面の誓約事項を順守する旨を申し添えます。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		

2 申請額

金額	5,390円
----	--------

3 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

4 移動経路（往復） ※タクシーは含めません

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名など)		

管理コード（記入不要）	
-------------	--

鹿沼市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 栃木県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、栃木県及び鹿沼市から求められた場合、それに応じます。
- 2 申請に関する個人情報について、栃木県及び鹿沼市が、本事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することを認めます。
- 3 以下の場合、栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職へ就業しなかった場合：全額
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に市内へ転入しなかった場合：全額
 - (4) 支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に市外へ転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合：半額

※添付書類

- ・内定証明書（様式第2号）
- ・在学証明書など大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学していることが分かる書類
- ・交通費の領収書
- ・住民票又は賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書など移住元の住所が確認できる書類